

合 格 者 各 位

秋 田 県 立 大 学 長
(公 印 省 略)

秋田県立大学令和 8 年 1 0 月大学院入学者選抜試験
合格者の入学手続について (通知)

次の事項を確認の上、入学手続を行ってください。

1. 入学手続 ※入学料を納付しただけでは入学手続は完了しませんので、ご注意ください。

入学手続は、下記 (1) 入学手続期限までに①インターネット入学手続ページで入学者情報を登録し、②入学料を納付し、③入学手続書類を「郵送」又は「持参」してください。期限内に郵送が困難である場合には、事前にご相談ください。

(1) 入学手続期限：令和 8 年 9 月 1 1 日 (金) 午後 5 時必着

「インターネット入学手続ページ」での入学料納付後、宛名ラベル等が印刷できるようになりますので、角形 2 号の封筒に宛名ラベルを貼付の上、入学手続書類を封入し、郵送の場合は速達による簡易書留郵便で郵送してください。

手続期限後、本学への入学手続が完了した方にはメールで通知します。

(2) 入学料の納付について (※本学大学院の博士前期課程から博士後期課程への進学者は免除)

「インターネット入学手続ページ」にログインし、入学料を納付してください。入学料については、「秋田県内の者」とそれ以外の者で金額が異なります。請求された入学料の金額が異なると思われる方は、納付前にアドミッションチームまでお問い合わせください。

《 入学料の金額 》※秋田県内の者 (注 1) 2 8 2, 0 0 0 円 ※左記以外の者 4 2 3, 0 0 0 円

- 『入学料納入通知書』に記載した金額は、入学志願票の住所により判断した金額です。※入学料の金額が異なると思われる方は、事前にお問い合わせください。
- また、入学手続の際、提出された住民票の写しにより住所を確認した結果によっては、後日差額を納付していただく場合があります。
 - (注 1) 「秋田県内の者」とは、次のいずれかに該当する者のことをいいます。
 - 入学の日の 1 年前から引き続き県内に住所を有する者 (注 2)
 - 配偶者又は 1 親等の親族が入学の日の 1 年前から引き続き県内に住所を有する者 (注 2)
 - 前 2 号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として理事長が認めた者
(例：本学の学部~~に~~在籍し、卒業と同時に引き続き本学大学院に入学する者など)
 - (注 2) 「入学の日の 1 年前から引き続き県内に住所を有する」とは、令和 8 年 4 月 1 日以前から、上記該当者が引き続き秋田県内に住所を有しており、住民票の写しによりその期間が確認できる場合です。住民票の写しにより確認できない場合は、「秋田県内の者」と認められません。

(3) 授業料の納付について (入学手続の際は納入の必要はありません。)

《 参考 令和 8 年度授業料の金額 》

年額 5 3 5, 8 0 0 円 (前期分 2 6 7, 9 0 0 円 後期分 2 6 7, 9 0 0 円)

- 在学中に授業料が改定された場合は、改定時から新授業料が適用されます。
- 授業料の納入は、前期 (納入期限 4 月 3 0 日)、後期 (納入期限 1 0 月 3 1 日) の 2 期に分けて納入することとしています。納入通知書は前期分を 4 月、後期分を 1 0 月に発行します。
- 授業料の減免制度については、入学後にお知らせします。

2. 提出書類等

入学手続書類は次表のとおりです。期限内に漏れの無いように提出してください。

※一部 Web フォームでの提出や入金をもって手続となる項目がありますのでご注意ください。

○：入学手続時に必ず提出するもの

●：入学手続時以降に提出するもの

△：該当者又は希望者のみ提出するもの

×：提出が不要なもの

番号	書類名	提出	担当	摘要
1	本学の受験票	○	アドミSSIONチーム	選抜試験で使用した受験票を提出してください。
2	「住民票の写し」等 ※「秋田県内の者」は提出必要。 <u>ただし、学内者（研究生を除く）は不要</u> ※コピー不可	△	アドミSSIONチーム	合格者本人が、「秋田県内の者」の場合は、 本人の「住民票の写し」1通 を提出してください。 ※上記以外の者で、1親等の親族（両親）等が「秋田県内の者」に該当する場合 ・・・ 該当者の「住民票の写し」1通 及び 該当者と本人の戸籍上の関係を確認できる書類（「戸籍抄本」等）1通 を提出してください。
3	卒業（修了）証明書等 ※学内者は不要 ※既卒者は不要	●	アドミSSIONチーム	令和8年9月24日（木）までに、出身学校所定の用紙により出身大学の学長が作成したもの1部又は大学改革支援・学位授与機構の機構長が交付する学位授与（申請受理）証明書1部を郵送してください。
4	誓約書	○	学生チーム	インターネット入学手続ページでの入学料等の納付完了後、発行できるようになります。 印刷のうえ、郵送してください。
5	保証書	○	学生チーム	必要事項をもれなく自筆で記入の上、署名、捺印してください。 保証人は、父母又は独立して生計を営み、保証人としての学生の身上について一切の責任を負うことができる者としてください。 ※所属名は、合格した学部、学科名を記載してください。 ※保証人欄は保証人が記入・押印してください。 ※保証人が遠方に住んでいる等の理由で保証書の作成に時間を要し、手続期限に提出が間に合わない場合は、後日提出を可とします。 <u>その他の手続書類を揃えて期限まで提出し、その際に保証書を後日提出する旨を申し出てください。</u>
6	写真データ ※学生証作成用	○	学生チーム	上半身、無帽、正面向き、背景なしで 3カ月以内に 撮影した写真データをインターネット入学手続ページ上で登録してください。
7	麻しん（はしか）の罹患・予防接種歴の確認及び健康調査について	○	保健室	QRコードからアクセスし、麻しん調査表・健康調査表へ入力してください。（データ入力のみ。書面の提出は不要。）
8	秋田県立大学後援会入会のご案内	△	学生チーム	趣旨をご理解の上、インターネット入学手続ページでの入学者情報の登録の際に、入会の手続をお願いします。 【後援会費】博士前期課程 20,000 円 博士後期課程 30,000 円
9	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する申告書	○	国際チーム	自身がどれに該当するのかを確認し、該当するものにチェックをして提出してください。 ※所属名は、合格した研究科、専攻名を記入してください。
10	入学手続書類チェックリスト	○	アドミSSIONチーム	セルフチェックを行い、提出してください。

3. 入学許可について

- 所定の入学手続期間内に入学手続を完了した者は、本学に入学することを許可します。
- 入学の許可は、令和8年10月1日付けで行います。
- 令和8年9月に卒業（修了）見込みの者が出身大学を卒業できなかったなど、入学資格要件を欠くことになった場合には、入学の許可を得ることはできません。
- 入学式の日程等については、後日お知らせします。

4. 奨学金について

- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を希望する場合は、入学後にメールやポータルサイト等で説明会の日程等をお知らせしますので、各自確認してください。
- 独立行政法人日本学生支援機構以外の奨学金の募集は、本学に推薦の依頼があり次第、学内の掲示等でお知らせします。

5. 注意事項

- 必要書類がそろっていない場合は受理しないことがありますので、事前に十分確認してください。
- 納付された入学料及び受理した入学手続書類は、原則として返還しません。

6. 書類提出先

以下の住所あて、期限必着で郵送又は持参してください。

〒010-0195

秋田市下新城野字街道端西 241-438

秋田県立大学 秋田キャンパス アドミッションチーム

TEL 018-872-1535 FAX 018-872-1670

※本学システム科学技術学部・研究科在籍者に限り、本荘キャンパス事務局（学生チーム）への持参による提出も受け付けます。

【問い合わせ先】

〒010-0195

秋田県秋田市下新城野字街道端西 241-438

秋田県立大学 秋田キャンパス アドミッションチーム

TEL 018-872-1535 FAX 018-872-1670

（業務取扱時間 平日 8：30～17：30）

※各種書類の内容に関することは、書類に記載の担当へ直接ご連絡ください。